

第2次札幌市児童相談体制強化プラン

平成29年（2017年）

札幌市

はじめに

人口 195 万人を擁する札幌市も、ここ数年のうちに人口減少に転じると見込まれているなか、この街の明日を担う子どもたちが、自らの可能性に気づき、いきいきと成長できる環境づくりは、何より大切です。

近年、全国的に児童虐待件数は急増しており、なかには重篤な事案も発生しております。

こうした状況に鑑み、国は児童福祉法を改正し、児童の権利を明確化するとともに、児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応、要保護児童への自立支援などの取組を強力に推進することとしております。

札幌市では、児童相談体制の充実を目指し、平成 22 年度に策定した「札幌市児童相談体制強化プラン」の取組を着実に進めてきたところですが、増加する児童虐待をはじめとした要保護児童に関する相談等に、さらに迅速かつ的確に対応するとともに、要保護児童等の自立につなげるため、児童相談体制に関する新たな方向性とその取組を「第 2 次札幌市児童相談体制強化プラン」としてまとめました。

札幌市でも大変痛ましい事案が発生しており、この検証結果をも踏まえ、子どもの命を守るという決意を胸に、プランに掲げる取組を進めてまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、札幌市子ども・子育て会議の委員をはじめ、多くの市民の皆さまや関係機関、団体の方々から多大なご協力を賜りましたことに、心から感謝申し上げます。



札幌市長
秋元克広

目 次

第1章 強化プランの策定にあたって	1
1. 強化プラン策定の趣旨	1
2. 強化プランの位置付け	2
3. 重点取組期間	2
第2章 札幌市の児童相談に関する現状	3
1. 札幌市児童相談所の相談状況	3
(1) 相談受理件数	3
(2) 相談種別受理割合	4
(3) 虐待通告件数	5
(4) 虐待通告の経路	6
(5) 児童虐待件数	7
(6) 一時保護児童数	8
2. 札幌市における児童相談体制	9
(1) 児童相談所	9
(2) 区家庭児童相談室	11
(3) 児童家庭支援センター	12
(4) 要保護児童対策地域協議会	13
(5) 児童相談所と関係機関との連携	14
3. 社会的養護の現状	15
(1) 乳児院、児童養護施設	15
(2) 里親、ファミリーホーム	16
(3) 市内社会的養護の資源の状況	17
(4) 施設入所児童等に対する支援	17
第3章 札幌市の児童相談に関する課題と今後の方向性	18
第4章 具体的取組	21
1. 相談支援力の強化	21
(1) 新たなアセスメントツールの開発	21
(2) 関係機関との合同研修等	21
2. 専門性の強化	21
(1) 児童相談関係機関職員のスキルアップ研修の充実	21

(2) 児童相談所への専門職の配置等	22
(3) 各区家庭児童相談室の専門性の強化	22
3. 相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築	22
(1) 児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担と情報共有	22
(2) 児童家庭支援センターとの連携強化	22
(3) 第二児童相談所の設置に関する検討	23
4. 地域資源の整備と地域支援の充実	23
(1) 「(仮称)養育支援ヘルパー」の派遣	23
(2) 児童家庭支援センターの整備	23
(3) 通所による保護者支援の充実	23
(4) 児童虐待防止に向けた在宅児童等支援のあり方検討	23
5. 社会的養護体制の強化	24
(1) 新規里親開拓と里親支援の推進	24
(2) 施設入所児童等に対する自立支援	24
 第5章 取組一覧と実施時期等	 25

<参考資料>

1. 札幌市子ども・子育て会議(児童福祉部会)での検討経過	29
2. 札幌市子ども・子育て会議 児童福祉部会 委員名簿	30
3. 他都市調査概要	31
4. 関係機関ヒアリング概要	32
5. 札幌市児童相談体制強化プラン(平成23年3月策定)実施概要	34

第1章 強化プランの策定にあたって

1. 強化プラン策定の趣旨

札幌市では、平成22年度に「札幌市児童相談体制強化プラン」（平成23年度～平成26年度）を策定し、特に児童相談所と区役所の体制・機能強化や地域との連携に取り組んできました。

平成23年度には、24時間・365日の電話相談に対応する「子ども安心ホットライン」を設置するとともに、区役所（保健センター内）に児童相談の担当職員を配置した「家庭児童相談室¹」を設置しました。

また、増加する相談に対応するため、児童相談所の児童福祉司²を徐々に増やし、前回プラン策定時に32人だったものを、平成28年度現在には42人にまで増員したほか、教職員や現職の警察官、保健師などの職種の配置も進めてきました。

さらに、児童相談所では、区要保護児童対策地域協議会³の活性化をめざし、「虐待対応の手引き」等の整備を行うとともに、教育委員会や警察署、児童養護施設⁴、里親会・里親支援機関などの関係機関との定期的な連絡会議等を行うことにより、連携強化に努めてきました。

上記のように、これまで児童相談の体制と関係機関との連携について強化を図ってきましたが、児童相談所における相談受理件数は依然として増加し続けており、相談内容も複雑化・深刻化しています。そうした中、平成27年には児童虐待死の事案が発生しました。これを受けた「札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会」による事案の検証報告では、児童相談所と関係する機関との連携が不十分であった点などが指摘されており、その体制や仕組みづくりなどについて提言されています。

こうした状況を踏まえ、児童相談所の機能・体制の強化をはじめ、区役所や関係機関との役割の明確化・連携体制の構築に向けて、現状・課題を整理して新たな方向性と取組を定めるため、本強化プランを策定します。

¹ 「家庭児童相談室」：子どもの福祉に関する身近な相談窓口として、児童虐待通報のほか、療育相談等の電話・来所相談を受けている。札幌市内の各区保健センター内に設置されている。

² 「児童福祉司」：児童福祉法第13条の規定に基づいて児童相談所に配置される職員のこと。児童の保護や児童の福祉に関する事柄について保護者などからの相談に応じ、必要な調査や社会的診断に基づいて、指導や助言を行う。

³ 「区要保護児童対策地域協議会」：児童福祉法に規定する要保護児童や要支援児童等について、早期発見や適切な保護、支援を図っていくための協議会として「札幌市要保護児童対策地域協議会」を設置しており、その分会として各区に設置している協議会のこと。

⁴ 「児童養護施設」：保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させ養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

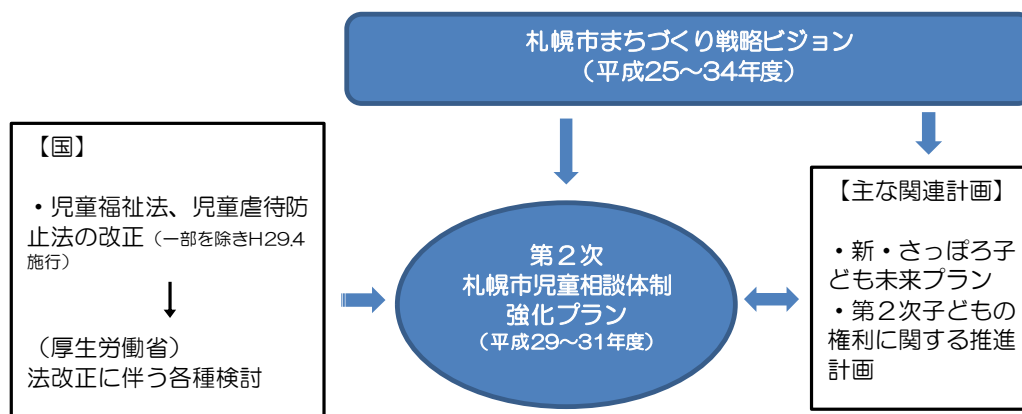
2. 強化プランの位置付け

本強化プランは、児童相談所が中心になって中長期的に継続して取り組んでいく施策の方向性を示すとともに、その方向性を実現するための具体的な取組を明らかにしたものです。

本強化プランに基づき、児童相談所の機能・体制の強化をはじめ、区役所や関係機関との役割の明確化や連携体制の構築などの施策を一体的に進めていきます。

なお、施策の展開にあたっては、札幌市の子ども施策に係る総合的な計画である「新・さっぽろ子ども未来プラン」（平成27年度～平成31年度）や、子どもの権利に関する総合的な推進計画である「第2次子どもの権利に関する推進計画」（平成27年度～平成31年度）と密接に関連することから、これらの計画と連動しながら取組を進めていきます。

また本強化プランは、札幌市のまちづくりの計画として最上位に位置づけられる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、子ども子育て分野の個別計画として位置付けられ、その基本的な方向に沿った計画として策定します。



3. 重点取組期間

増加する児童相談に迅速かつ的確に対応するため、児童相談体制の強化は喫緊の課題であることから、本強化プランの掲載事業は、平成29年度から平成31年度までに重点的に取り組みます。

第2章 札幌市の児童相談に関する現状

1. 札幌市児童相談所の相談状況

(1) 相談受案件数

平成27年度に児童相談所が受理した相談件数は6,574件となっています。なかでも、養護相談件数は年々増加し、特に「児童虐待相談」は、平成27年度には1,480件と、その前年(平成26年度)と比べて3割近い増加となっています。

図表1 相談種別受案件数(推移)

種別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
養護相談	1,841	2,191	2,360	2,812	3,346	
うち児童虐待相談 ^{※1}	437	435	402	1,159	1,480	
保健相談	1	0	1	1	0	
障がい相談	肢体不自由相談	200	58	76	164	216
	視聴覚障がい相談	0	1	0	1	0
	言語発達障がい等相談	557	741	609	546	641
	重症心身障がい相談	58	22	28	53	58
	知的障がい相談	1,452	1,187	1,194	1,280	1,332
	発達障がい相談	286	211	198	213	157
	小計 ^{※2}	2,553	2,220	2,105	2,257	2,404
非行相談	ぐ犯行為等相談	125	111	137	150	134
	触法行為等相談	78	74	58	56	34
	小計	203	185	195	206	168
育成相談	性格行動相談	254	231	239	255	333
	不登校相談	65	50	61	49	57
	適性相談	4	2	1	3	10
	育児・しつけ相談	175	114	210	160	150
	小計	498	397	511	467	550
その他の相談	62	48	56	71	106	
合計	5,158	5,041	5,228	5,814	6,574	

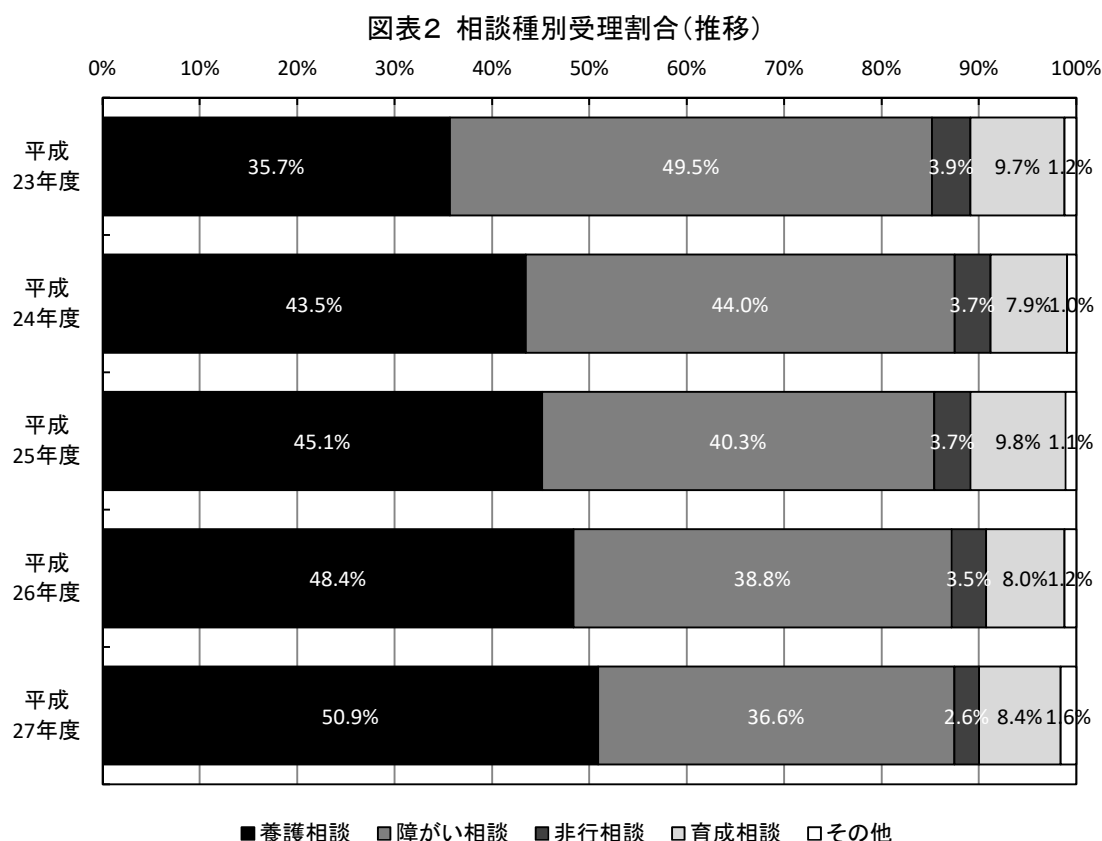
※1 平成26年度から児童虐待相談が大幅に増加していますが、これは警察からのDV⁵通告に伴う虐待相談が増加したことが主な理由となっています。

※2 平成23年度から平成24年度にかけて障がい相談が減少していますが、これは、通園施設に関する決定事務が児童相談所から各区役所へ移管されたことによります。

⁵ 「DV」: Domestic Violence (ドメスティックバイオレンス) の略語であり、配偶者や交際相手からの暴力のことをいう。「暴力」とは、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」等のいくつかに分類される。

(2)相談種別受理割合

平成27年度の相談種別の内訳は、「養護相談(虐待相談を含む)」が50.9%(3,346件)、「障がい相談」が36.6%(2,404件)、「非行相談」が2.6%(168件)、「育成相談」が8.4%(550件)となっており、「養護相談(虐待相談を含む)」が約半数を占めています。



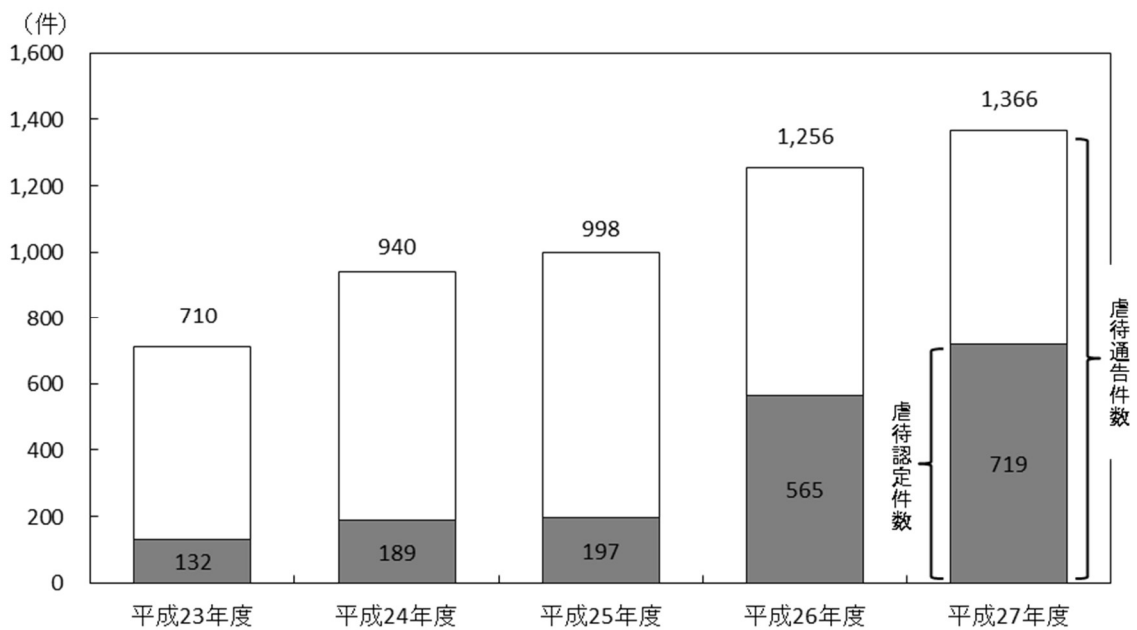
※ 図表内の構成比は、小数点以下第2位以下を四捨五入したものであり、端数処理のため合計が100.0%にならない場合がある。

(3) 虐待通告件数

虐待通告件数は図表3のとおり年々増加しており、平成27年度の虐待通告件数は1,366件と、平成23年度の約1.9倍にまで増加しています。また、平成27年度の虐待通告件数の半数以上が虐待と認定されています。

平成26年度から通告件数中の虐待認定件数が増加していますが、これは警察からのDV通告に伴う心理的虐待の認定が増加したことが主な理由となっています。

図表3 虐待通告件数と虐待認定件数の推移



※ 虐待通告件数は世帯単位で通告を受理しており、虐待相談件数は児童個人単位で集計しているため、通告件数と相談件数の数値は一致しない。

(4) 虐待通告の経路

平成27年度における虐待通告経路を見ると、「警察」が692件（50.7%）、「近隣・知人」が443件（32.4%）と多くなっています。

図表4 通告経路件数と割合

		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	父	15	2.1%	11	1.2%	13	1.3%	23	1.8%	19	1.4%
	母	3	0.4%	2	0.2%	7	0.7%	17	1.4%	12	0.9%
	その他	0	0.0%	3	0.3%	2	0.2%	1	0.1%	1	0.1%
親戚		21	3.0%	17	1.8%	23	2.3%	32	2.5%	30	2.2%
児童本人		1	0.1%	2	0.2%	4	0.4%	20	1.6%	8	0.6%
近隣・知人		389	54.8%	455	48.4%	441	44.2%	486	38.7%	443	32.4%
区役所・児童委員等		40	5.6%	33	3.5%	28	2.8%	30	2.4%	22	1.6%
保健センター		3	0.4%	13	1.4%	3	0.3%	9	0.7%	3	0.2%
保育所・児童福祉施設等		19	2.7%	15	1.6%	18	1.8%	24	1.9%	17	1.2%
医療機関		21	3.0%	22	2.3%	35	3.5%	22	1.8%	37	2.7%
学校等		35	4.9%	36	3.8%	30	3.0%	53	4.2%	51	3.7%
警察		147	20.7%	302	32.1%	365	36.6%	508	40.4%	692	50.7%
その他		16	2.3%	29	3.1%	29	2.9%	31	2.5%	31	2.3%
合計		710	100.0%	940	100.0%	998	100.0%	1,256	100.0%	1,366	100.0%

※ 図表内の構成比は、小数点以下第2位以下を四捨五入したものであり、端数処理のため合計が100.0%にならない場合がある。

(5)児童虐待件数

児童虐待は、図表5のとおり平成27年度で1,480件にのぼり、平成23年度と比較して約3.4倍になっています。内訳は、「身体的虐待」が184件(12.4%)、「性的虐待」が16件(1.1%)、「ネグレクト⁶」が356件(24.1%)、「心理的虐待」が924件(62.4%)となっています。

平成26年度から「心理的虐待」の件数が増加していますが、これも警察からのDV通告に伴う心理的虐待の認定が増加したことが主な理由となっています。

図表5 虐待の内容

種別	上段: 件数、下段: 割合				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
身体的虐待	74	73	88	147	184
	16.9%	16.8%	21.9%	12.7%	12.4%
性的虐待	12	10	8	15	16
	2.7%	2.3%	2.0%	1.3%	1.1%
ネグレクト	300	295	242	353	356
	68.7%	67.8%	60.2%	30.4%	24.1%
心理的虐待	51	57	64	644	924
	11.7%	13.1%	15.9%	55.6%	62.4%
合計	437	435	402	1,159	1,480
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⁶ 「ネグレクト」: 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等、保護者としての監護を著しく怠ることをいう。

(6)一時保護児童数

児童相談所では、「児童の安全を迅速に確保する」、「児童及び保護者が適切な支援を受けることができるよう、その状況を把握し、評価する」ために、児童相談所長が必要と認めるときは一時保護を行うことができるとされています。なお、原則、一時保護所を利用しますが、一時保護所に空きがない場合などは、児童養護施設や里親等に委託する場合（委託一時保護）もあります。

一時保護児童数は図表6及び図表7のとおり、平成25年度以降、一時保護所の保護児童数、委託一時保護児童数ともに延人員は増加しており、児童1人当たりの一時保護期間が長期化の傾向となっています。

平成28年4月から一時保護所の定員数を50人に拡充していますが、委託一時保護を含め、一時保護児童数が80人を超えた日も発生しています。

図表6 一時保護所における一時保護児童数の推移(年度中に退所した児童)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
延人員	289人	350人	324人	321人	305人
延日数	9,672人	9,820人	8,940人	9,805人	9,887人
一日平均在所児童数	26.4人	26.9人	24.5人	26.8人	27.1人
一人平均在所日数	33.5日	28.1日	27.6日	30.5日	32.4日

図表7 委託一時保護児童数の推移(年度中に解除した児童)

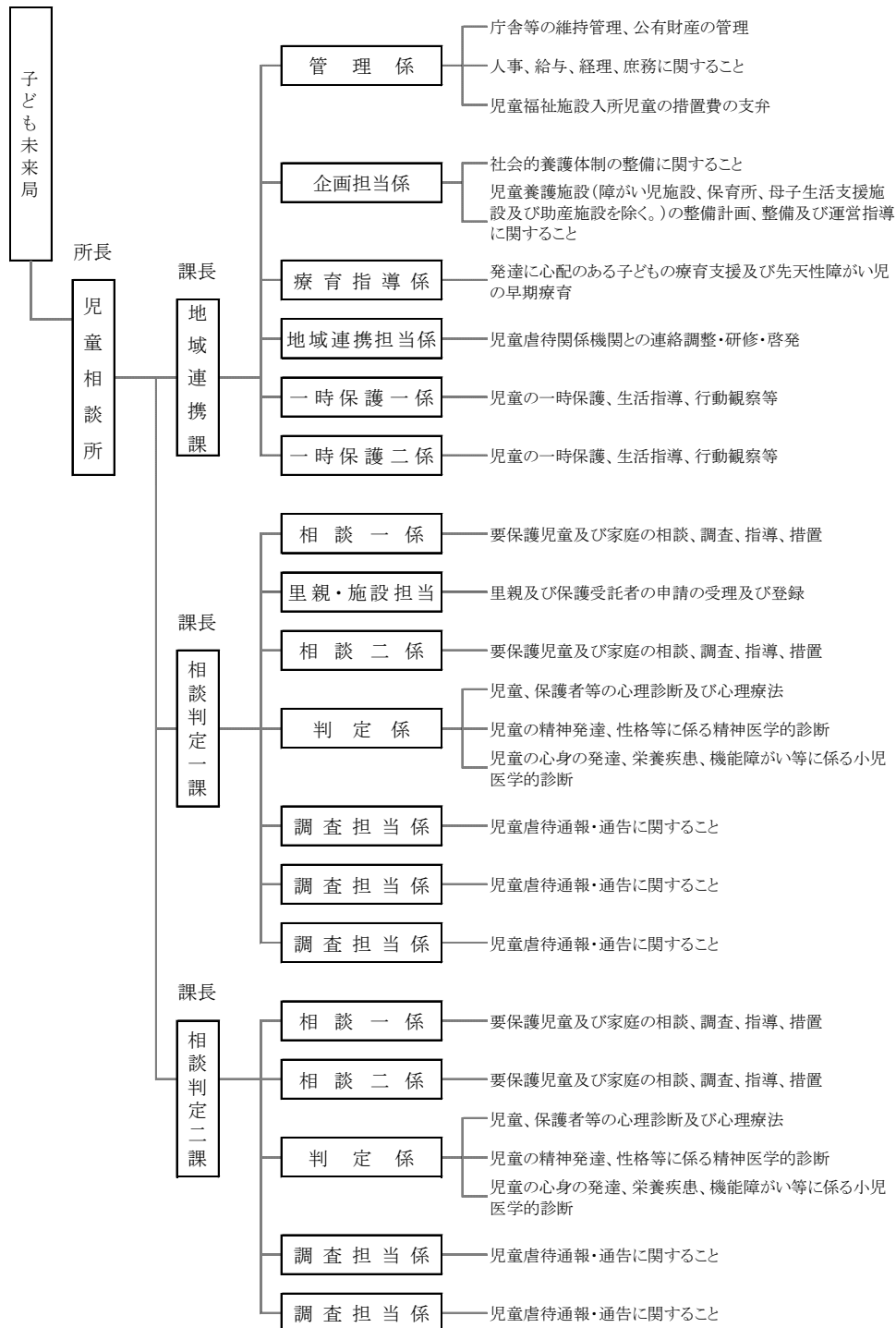
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
延人員	134人	145人	175人	254人	304人
延日数	2,526人	3,603人	4,711人	6,717人	8,317人
一日平均在所児童数	6.9人	9.9人	12.9人	18.4人	22.8人
一人平均在所日数	18.9日	24.8日	26.9日	26.4日	27.4日

2. 札幌市における児童相談体制

(1) 児童相談所

札幌市児童相談所は、次の体制のように3つの課で構成され、児童に関する相談対応や支援業務を行っています。

図表8 札幌市児童相談所機構図(平成28年度)



他の政令指定都市の状況は、図表9のとおりです。

今後、名古屋市が3か所目の児童相談所の整備を予定しています。また、大阪市は、下表のほか、平成28年10月に2か所目の児童相談所を開設し、3か所目の整備も検討している状況です。

図表9 政令指定都市の状況

	児童 相談所 設置数	児童 福祉司 数(人)	養護相談		人口 (人)	児童数 (人)
			(件)	うち虐待相談		
札幌市	1	42	3,346	1,480	1,941,127	273,409
仙台市	1	19	1,570	653	1,079,876	165,482
さいたま市	1	35	2,110	1,704	1,273,497	208,581
千葉市	1	22	1,305	1,093	964,830	152,516
横浜市	4	85	5,141	3,833	3,729,102	578,702
川崎市	3	45	2,059	1,920	1,481,270	229,238
相模原市	1	18	1,122	970	716,582	110,560
新潟市	1	17	1,096	395	799,345	121,143
静岡市	1	17	879	508	702,689	105,796
浜松市	1	26	546	384	807,898	133,663
名古屋市	2	94	3,992	2,515	2,266,161	348,230
京都市	2	57	2,181	1,279	1,471,737	207,856
大阪市	1	113	7,450	4,664	2,697,070	372,071
堺市	1	28	1,836	1,496	838,402	139,146
神戸市	1	39	1,384	904	1,544,671	236,892
岡山市	1	21	795	315	706,728	119,538
広島市	1	25	1,625	1,279	1,190,877	203,374
北九州市	1	17	1,495	606	966,938	149,810
福岡市	1	32	3,512	921	1,543,921	246,772
熊本市	1	27	762	413	732,780	127,130

※児童相談所設置数及び児童福祉司数は平成28年度全国児童福祉主管課長会議・児童相談所長会議（平成28年8月4日開催）資料等の引用

※相談件数は平成27年度の実績、人口及び児童数は平成28年4月1日現在

(2)区家庭児童相談室

各区役所では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受ける体制として、家庭児童相談室を設置しています。家庭児童相談室は、地域の身近な相談窓口として、各区の関係課と連携しながら、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など児童に関する各種相談に対応しています。相談については、来所相談、家庭訪問のほか、電話での対応も行っています。

平成27年度においては、「養護相談」が最も多く2,016件(72.4%)となっており、家庭児童相談室で受ける相談の7割を超えています。

図表 10 区家庭児童相談室の相談種別等状況

上段:件数、下段:割合

種別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
養護相談	1,100	1,321	1,775	2,011	2,016
	54.1%	66.6%	71.2%	70.3%	72.4%
うち虐待相談	432	264	251	232	160
	21.2%	13.3%	10.1%	8.1%	5.7%
障がい相談	63	57	27	44	47
	3.1%	2.9%	1.1%	1.5%	1.7%
非行相談	23	27	16	24	13
	1.1%	1.4%	0.6%	0.8%	0.5%
育成相談	571	395	444	541	504
	28.1%	19.9%	17.8%	18.9%	18.1%
その他相談	277	183	230	240	206
	13.6%	9.2%	9.2%	8.4%	7.4%
合計	2,034	1,983	2,492	2,860	2,786
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※図表内の構成比は、小数点以下第2位以下を四捨五入したものであり、端数処理のため合計が100.0%にならない場合がある。

平成 27 年度の各区家庭児童相談室の相談等の状況は次のとおりです。

図表 11 各区の家庭児童相談室の相談等状況(平成 27 年度)

	養護相談		保健 相談	障がい相談						
		うち虐待相談		肢体 不自由	視聴覚 障がい	言語 発達 障がい等	重症 心身 障がい	知的 障がい	発達 障がい (自閉症)	小計
中央区	184	28	0	-	-	2	-	3	6	11
北区	95	7	0	-	-	-	-	2	2	4
東区	414	32	6	1	-	2	-	1	3	7
白石区	157	18	1	-	-	-	-	1	5	6
厚別区	201	14	0	-	-	-	-	-	1	1
豊平区	176	20	1	1	-	-	-	1	-	2
清田区	179	19	0	-	-	-	-	4	4	8
南区	248	8	1	-	-	-	-	-	-	0
西区	256	2	0	-	1	-	-	-	2	3
手稲区	106	12	0	-	-	-	-	1	4	5
合計	2,016	160	9	2	1	4	0	13	27	47
	非行相談			育成相談					その他 の相談	合計
	ぐ犯 行為等	触法 行為等	小計	性格 行動	不登校	適性	育児・ しつけ	小計		
中央区	1	-	1	11	14	4	8	37	5	238
北区	-	-	0	6	17	-	-	23	47	169
東区	5	-	5	11	88	2	15	116	56	604
白石区	1	-	1	15	62	6	6	89	22	276
厚別区	-	-	0	17	17	1	1	36	6	244
豊平区	1	1	2	44	20	2	-	66	7	254
清田区	2	-	2	13	20	-	1	34	4	227
南区	-	-	0	6	5	-	0	11	15	275
西区	-	-	0	25	48	-	0	73	23	355
手稲区	2	-	2	17	1	-	1	19	12	144
合計	12	1	13	165	292	15	32	504	197	2,786

(3) 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っています。

より身近な地域の中で、子育て中の地域住民が気軽に相談できる窓口として、問題が深刻化する前に対応できることから、虐待などの防止に重要な役割を果たしているほか、児童相談所からの委託により、夜間及び休日等における児童

虐待通告への初期調査業務も行っています。

現在、札幌市内には興正こども家庭支援センター（北区）、羊ヶ丘児童家庭支援センター（豊平区）、札幌南こども家庭支援センター（南区）、札幌乳児院児童家庭支援センター（白石区）の4か所があります。

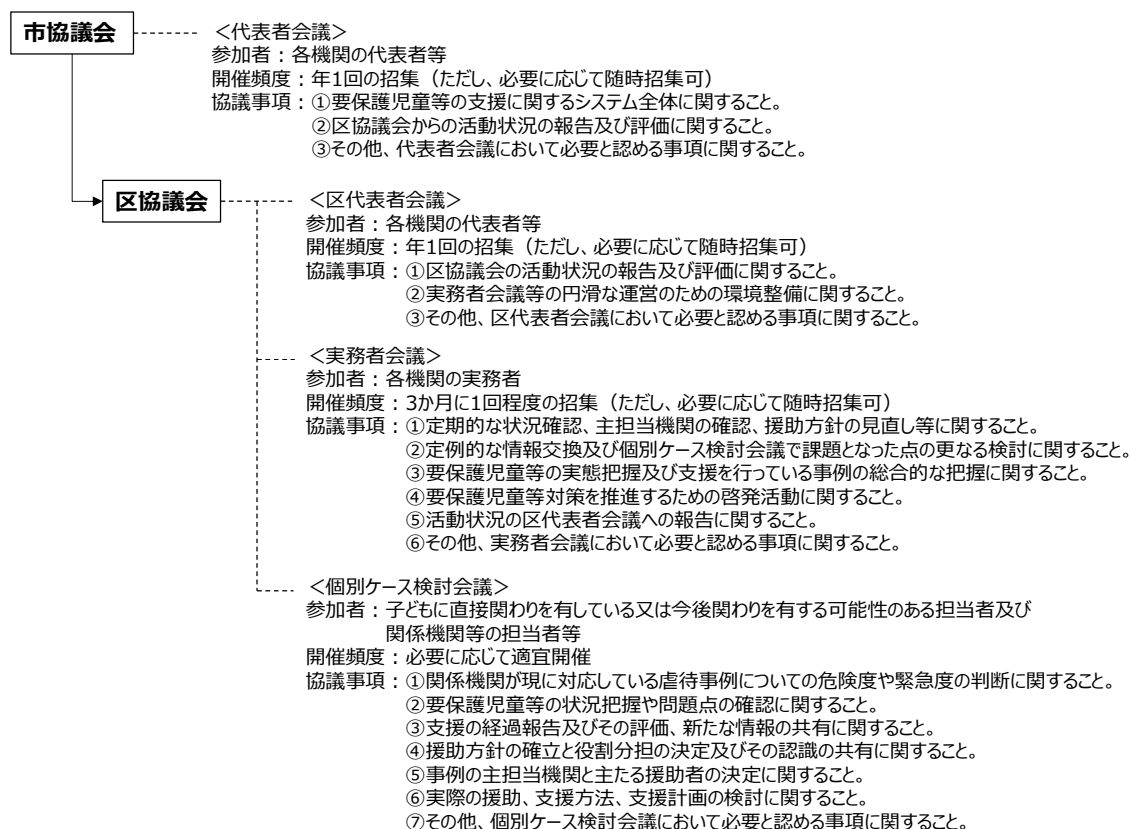
なお、児童相談所に相談があった児童・保護者等の指導委託⁷も可能ですが、これまで、相談に対する指導の多くは児童相談所が直接行っています。

(4)要保護児童対策地域協議会

札幌市では、虐待を受けている子どもをはじめ、児童福祉法に規定する要保護・要支援児童とその保護者又は特定妊婦⁸の早期発見や適切な保護及び支援を図るため、札幌市要保護児童対策地域協議会を設置しています。

また、各区に協議会の分会として区要保護児童対策地域協議会を設置しており、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し、虐待やハイリスクな事例等の対応・支援のため、関係機関との情報共有等を行っています。

図表 12 札幌市要保護児童対策地域協議会体制図



⁷ 「指導委託」：児童福祉法第26条第2項に基づく要保護児童やその保護者に対する指導等を、児童相談所が児童家庭支援センター等に委託すること。

⁸ 「特定妊婦」：出産後の子どもの養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

(5) 児童相談所と関係機関との連携

<学校及び教育委員会>

学校との情報共有のため、教育委員会と児童相談所の連絡会議を年3回実施しています。また、学校現場での児童虐待の防止や早期発見につなげるため、教職員向けの「10年経験者研修」「新任管理職研修」「幼児教育研修」において児童相談所職員が講師となり、児童虐待防止に関する研修を実施しています。

<警察>

警察との連携については、情報交換等を目的に児童相談所と北海道警察本部子供・女性安全対策課、札幌市内各署生活安全課との連絡会議を開催しているほか、児童相談所と北海道警察が合同で児童虐待対応合同研修を実施しています。

<医療機関>

医療機関は児童虐待を早期に発見できる事例も多くあることから、児童相談所主催により、小児科や歯科などの医療機関や医療関係者を対象とした虐待対応のための説明会を年2回開催しています。

<民生委員・児童委員等>

児童虐待の早期発見や防止のため、児童相談所職員が講師となり、民生委員・児童委員等を対象とした児童虐待に関する研修を実施しており、これまで研修を受講された多くの民生委員・児童委員等にオレンジリボン地域協力員⁹として登録していただいています。

⁹ 「オレンジリボン地域協力員」：札幌市が実施する児童虐待に関する研修の受講者でオレンジリボン地域協力員として登録いただいた方に、児童虐待の発見・通報、情報提供等、地域の子どもたちを見守っていただいているもの。

3. 社会的養護¹⁰の現状

(1) 乳児院、児童養護施設

札幌市内には、社会的養護の施設として乳児院¹¹が1か所、児童養護施設が5か所あり、平成28年4月1日時点の入所措置児童数は338人となっています。

札幌市のほか、北海道内には、乳児院が1か所、児童養護施設が18か所あり、これら市外施設への入所措置児童数は202人となっています。

図表 13 施設への入所措置状況(平成28年4月1日時点)

施設名	札幌市内							札幌市外			合計
	札幌乳児院	児童養護施設					小計	乳児院	児童養護施設	小計	
		札幌育児園	興正学園	羊ヶ丘養護園	柏葉荘	札幌南藻園					
定員数	40	80	66	51	100	48	385	20	1,195	1,215	1,600
札幌市措置児童数	18	76	64	48	91	41	338	0	202	202	540

図表 14 札幌市外施設への入所措置状況(内訳)

五十音順

施設名	所在地	措置児童数	施設名	所在地	措置児童数
旭川育児院	旭川市	1	函館国の子寮	函館市	3
岩内厚生園	岩内町	12	光が丘学園	岩見沢市	13
歌棄洗心学園	寿都町	8	美深育成園	美深町	5
釧路まりも学園	釧路市	0	富良野国の子寮	富良野市	5
くるみ学園	函館市	2	北海愛星学園	蘭越町	21
黒松内つくし園	黒松内町	29	北海暁星学院	浦河町	3
櫻ヶ丘学園	仁木町	34	北光学園	遠軽町	2
天使の園	北広島市	23	北光社ふくじゅ園	北広島市	36
十勝学園	帯広市	0	わかすぎ学園	室蘭市	5
			合計		202

¹⁰ 「社会的養護」：保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

¹¹ 「乳児院」：乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む）を入院させ養育し、退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。なお、「乳児」とは、満1歳に満たない者をいう。

(2) 里親、ファミリーホーム

里親制度とは、さまざまな事情によって、家庭で暮らせなくなった児童を、登録を受けた里親が自宅で養育し、児童の健全な育成を図る制度で、札幌市の里親登録数は、平成27年度末現在で247組となっており、そのうち委託里親世帯数は89組、ファミリーホーム¹²への委託も含めた委託児童数は178人となっており、措置児童に占める里親等委託率は24.7%となっています。

図表 15 里親・里子の推移(年度末現在)

単位: 件

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
登録里親世帯数	191	204	217	230	247
養育里親(専門里親を除く)	139	150	157	162	173
専門里親	15	16	18	21	22
養子縁組里親	31	33	37	41	46
親族里親	6	5	5	6	6
委託里親世帯数	83	87	87	92	89
札幌児相からの里親委託	79	83	83	88	86
他児相からの里親委託	4	4	4	5	4
委託児童数	105	110	111	122	123
市内里親への委託	98	103	103	112	113
市外里親への委託	7	7	8	10	10
ファミリーホーム					
ホーム数	4	5	6	8	10
委託児童数	21	27	34	44	55

※平成26年度、27年度の委託里親世帯数については、札幌市児童相談所と他の児童相談所で同一の里親に委託している事例があるため、合計の値は一致しない。

¹² 「ファミリーホーム」：厚生労働省が定めた第二種社会福祉事業「小規模住居型児童養育事業」のこと。里親や児童養護施設職員などの経験を有する者が養育者となり、自らの家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」の一つ。ホームの児童定員は5～6名であり、自らの家庭に迎え入れて養育を行うもので、里親家庭が大きくなったものと位置付けられる。

(3) 市内社会的養護の資源の状況

社会的養護の資源状況を各区分で見ると、厚別区、清田区、西区については、児童養護施設など施設の配置がなく、里親世帯数も少ないことから、社会的養護の受け皿が少ない状況となっています。

図表 16 各区の社会的養護の資源状況

	里親世帯数※1	ファミリーホーム※2		乳児院※2		児童養護施設※2		グループホーム※3		児童措置枠(受け皿)※4
		箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	
中央区	12	0	-	0	-	1	42	1	6	60
北区	26	2	12	0	-	2	130	0	-	168
東区	34	2	12	0	-	0	-	0	-	46
白石区	19	0	-	1	40	0	-	0	-	59
厚別区	10	0	-	0	-	0	-	0	-	10
豊平区	24	1	6	0	-	1	45	5	30	105
清田区	11	1	6	0	-	0	-	0	-	17
南区	18	3	18	0	-	1	80	0	-	116
西区	11	1	6	0	-	0	-	0	-	17
手稲区	19	1	6	0	-	0	-	2	12	37
合計	184	11	66	1	40	5	297	8	48	635

※1 里親世帯数は、養育里親及び専門里親数を計上。ただし、ファミリーホーム養育者となっている養育里親及び専門里親は計上しない。

※2 ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、グループホームの設置箇所数と定員数は、平成28年度の整備内容を反映。

※3 「グループホーム」：地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアのことで、各ホームの児童定員は6～8名とされている。

※4 児童措置枠(受け皿) = 里親世帯数 + ファミリーホーム定員数 + 乳児院定員数 + 児童養護施設定員数 + グループホーム定員数

(4) 施設入所児童等に対する支援

札幌市では、施設入所児童や里親委託児童等の就労、就学等を支援するため、就労支援コーディネーター¹³の派遣、学習等支援のためのスタディメイト¹⁴の派遣、大学進学等奨励給付金¹⁵の支給などを行っています。

¹³ 「就労支援コーディネーター」：児童養護施設の退所者等の就労に関する支援を行うために札幌市から委託を受けた民間事業者のコーディネーターのこと。

¹⁴ 「スタディメイト」：児童福祉施設入所児童の学習等の支援を行う学生や地域住民などの有償ボランティアのこと。

¹⁵ 「大学進学等奨励給付金」：児童養護施設入所措置児童等が、大学などに入学するに際し措置解除となる場合、進学に際し必要な経緯費及び生活費などについての措置費を支給するもの。(1年間・月5万円)

第3章 札幌市の児童相談に関する課題と今後の方向性

虐待をはじめとする子どもに関する諸問題の対応については、中核的な機関である児童相談所が、その専門性と機能・体制をより強化することはもちろんのこと、地域や関係機関との連携の中で、継続的・包括的に児童を支援する体制を構築することが求められています。

そのため、第2章までの「札幌市の児童相談に関する現状」に加え、平成27年に発生した児童虐待死事案に対する「札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会」による検証報告（以下「検証報告」）などを踏まえ、以下のとおり、札幌市の児童相談に関する課題を整理し、これらに対応するための新たな5つの方向性を決めました。

【方向性1】相談支援力の強化

近年、児童相談所に寄せられる虐待通告及び虐待相談件数は大幅に増加しているとともに、相談内容も複雑・多様化しており、児童相談所だけで完結するものではなく、他の関係機関と連携した対応が必要な事例も多く発生しています。

また、検証報告において、児童相談所と関係機関との協働という観点が見薄であることが指摘されています。

これらの課題に対応するため、児童相談所と関係機関が共通の認識を持ち、協働によって支援を実施する体制を構築することで、相談支援力の強化を図ります。

【方向性2】専門性の強化

児童相談所で取り扱う相談の対象児童の多くは被虐待児や発達障がいなど、医学的見地からの処遇検討が必要な場合も多くなっています。

また、検証報告においても、児童虐待への対応は高度な専門性を要求されることから、研修体制等を充実させることが指摘されています。

これらの課題に対応するため、児童相談所に医師などの専門性の高い職員の配置について検討するとともに、一人ひとりの職員の相談支援力を向上するための研修体制を充実させるなど、児童相談所・各区家庭児童相談室における専門性の強化を図ります。

【方向性3】相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築

現在、児童に関する相談、特に虐待相談など内容が複雑で継続的な支援が必要となる相談の多くは児童相談所に集中しています。児童相談所では、職員の増員や体制の強化に取り組んでいますが、同時に多くの相談対応をしていることから、個々の相談の援助方針等の決定までに時間を要しており、結果的に児童の一時保護期間も長期化傾向にあります。

加えて、前回のプラン策定以降、警察など関係機関や近隣住民からの虐待通告が大幅に増加したこともあり、一時保護児童が増加しており、平成28年4月に拡充した一時保護所だけでは対応が困難な状況となっています。

これらの課題に対応するため、相談内容や緊急度などに応じ対応する相談窓口を整理するなど、児童相談所、各区家庭児童相談室、児童家庭支援センターの更なる役割分担や連携強化を図ります。

また、適切な役割分担と連携体制の構築を行った上で、第二児童相談所の設置について必要な検討を行います。

【方向性4】地域資源の整備と地域支援の充実

近年、家庭において、児童虐待、発達障がい、貧困等の様々な要因が混在し、複雑な問題を抱えるなど、継続的できめ細かな対応を必要とする事例が増加しています。また、児童相談所に虐待通告のあった事例であっても、在宅での支援を行う事例も少なくありません。

一方で、検証報告において、在宅支援のための地域資源が不十分であることなどが指摘されています。

これらの課題に対応するため、保護者に対する実効性のある新たな支援制度の構築や地域に新たな相談支援窓口を設置するなど、地域資源の整備と地域支援の充実を図ります。

さらに、虐待的環境に陥らないよう在宅児童等のより効果的な支援のあり方について検討します。

【方向性5】社会的養護体制の強化

現在、児童養護施設や里親などの社会的養護の資源は地域に偏りがあり、児童が施設等に措置される場合、当該児童が住み慣れた地域を離れなければならないことが多くなっています。

また、施設等に措置される児童の生活環境は、家庭的なものとするのが望ましいことから、里親委託を推進していますが、里親は様々な背景や課題を抱

える子どもたちに1人で対応することが多く、負担が大きくなる傾向があります。

併せて、多くの児童が施設等に措置されていますが、施設退所後に安定した社会生活を送ることができるよう、自立に向けた支援の充実も必要です。

これらの課題に対応するため、社会的養護の受け皿の少ない地域での新規里親開拓を進めるとともに、里親支援の強化を図ります。

また、現行制度では、原則的に社会的養護の対象外となっている18歳以上の者に対する支援など、社会的養護体制の強化を図っていきます。

第4章 具体的取組

1. 相談支援力の強化

(1) 新たなアセスメント¹⁶ツール¹⁷の開発 平成 29 年度実施

関係機関と共有のアセスメントツールを開発し、相談支援の視点や自立を見据え継続的に支援する流れの明確化・共有化を図ります。

アセスメントツールの開発にあたっては、外部の専門家を交えた体制で検討し、その運用ルールを整理していきます。また、運用ルールには、関係機関とのアセスメントを共有するための会議開催や世帯の状況に合わせた支援の在り方を掲載し、相談現場で円滑に運用できるものとします。

このアセスメントツール開発、活用により、支援対象世帯に関わる関係機関それぞれの世帯に対する評価を総合的に判断することが可能となり、児童や世帯の状態像の分析精度が高まることから、速やかな開発を目指します。

(2) 関係機関との合同研修等 平成 29 年度実施

新たに開発するアセスメントツールを、要保護児童対策地域協議会などを通じて、学校、保育所等の関係機関に対し周知するとともに、ツールを活用した合同研修や出前講座の実施により、関係機関との連携強化、支援力の強化を図ります。

2. 専門性の強化

(1) 児童相談関係職員のスキルアップ研修の充実 平成 29 年度実施

児童相談に携わる職員は、高い専門性が要求されるとともに、リスクに対する感度を日ごろから高める必要があります。これまで、児童相談関係職員については、法制度、児童心理、相談援助業務についての研修を実施しているところですが、相談援助技術を向上させるため、より体系的、実践的な研修を実施します。

特に、新任職員、中堅職員等、求められる専門性の内容に応じた研修カリキュラムを構築します。

なお、研修カリキュラムについては、外部の専門家を交えて検討します。

¹⁶ 「アセスメント」：一般的に福祉分野において、困りごとを抱えている方を正しく知るため、その状況を包括的に把握（情報収集）し、対応すべき課題を捉えて、背景や要因を分析することで解決の方向を見定める手続きをいう。

¹⁷ 「アセスメントツール」：アセスメントを行うために使われるチェックリスト等の手段を指す。

(2) 児童相談所への専門職の配置等 重点取組期間中の早期に実施

増加する相談や虐待通告等の中には、児童やその保護者が発達障がいや精神的に問題を抱えている事例が多く、医学的知見を踏まえた処遇検討により、より有効な支援につながる事例もあります。そのため、児童相談所へ医師職の配置を検討するなど、さらなる専門性の強化を図ります。

また、児童の処遇にあたり、家庭裁判所の判断を得る必要がある事例については、弁護士と連携した対応をしているところですが、虐待通告等の増加に伴い、そうした事例も増えており、法制度面での機能をより充実させるため、弁護士の活用強化を図ります。

(3) 各区家庭児童相談室の専門性の強化 重点取組期間中の早期に実施

各区家庭児童相談室職員は、地域の身近な相談窓口として相談業務を行っていますが、各区家庭児童相談室に寄せられる相談も虐待相談を含め複雑化していることから、その専門性をより強化するため、児童福祉司の配置等の検討を進めます。

3. 相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築

(1) 児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担と情報共有 平成 29 年度実施

児童相談所と各区家庭児童相談室で児童相談に対応していますが、相談内容やリスクの程度によって、援助方針は異なります。

児童の一時保護などの措置を伴う相談は児童相談所、在宅での支援が中心となる相談は各区家庭児童相談室が対応するなど、更なる役割分担の整理を進めるとともに、相談支援状況等の更なる情報共有のため速やかに児童相談システム¹⁸を各区家庭児童相談室に拡大します。

(2) 児童家庭支援センターとの連携強化 平成 29 年度実施

児童家庭支援センターは、児童養護施設や乳児院に併設されています。施設退所児童や施設のショートステイ¹⁹を頻回に利用する世帯など、センターと家庭の関係性によっては、相談援助を児童相談所からセンターへ指導委託をすることで、よりニーズに合った援助が可能となる事例があることから、効果的な委託を進めます。

また、各区家庭児童相談室とセンターの協働により、地域内での丁寧な相談援助が可能となる事例もあることから、センターとの連携の強化を図ります。

¹⁸ 「児童相談システム」：児童相談所において、児童相談の経過等について記録・管理している情報システムのこと。

¹⁹ 「ショートステイ」：保護者の疾病等により短期間子どもの養育ができない場合に、児童養護施設や乳児院で子どもを預かること。

(3) 第二児童相談所の設置に関する検討

平成 30 年度実施
※国の検討状況により実施時期は前後

児童相談所が、増加する虐待通告や一時保護事例に迅速かつ的確に対応し、関係機関の中核として児童等の支援を実施するため、第二児童相談所の設置等について必要な検討を行います。

なお、検討にあたっては、今般の児童福祉法の改正により、法施行後 2 年以内に国において児童相談所業務の在り方等について検討することとされていることから、その内容を十分に踏まえるものとします。

4. 地域資源の整備と地域支援の充実

(1) 「(仮称) 養育支援ヘルパー」の派遣

平成 29 年度実施

虐待通告があった事例については、一時保護ではなく在宅支援とする場合や、一時保護後に在宅支援とする場合があります。世帯の地域での生活を支えるため、速やかに「(仮称) 養育支援ヘルパー」制度を創設し、世帯へ支援者を派遣することで、継続的に支援する体制を強化し、虐待の発生の防止に努めます。

(2) 児童家庭支援センターの整備

平成 31 年度実施

児童家庭支援センターは、児童相談所や各区家庭児童相談室等と連携して相談援助活動を行う重要な拠点であることから、センター未設置の児童養護施設に対し設置支援を行います。また、市内にバランスよく配置するため、未設置地域への設置を推進します。

(3) 通所による保護者支援の充実

平成 31 年度実施

保護者が通所して親子関係に関する助言やカウンセリング等の支援を受けられる地域の受け皿も必要となります。

新たに整備する児童家庭支援センターでも助言、カウンセリング等を行っていくことで市内偏りなく通所による保護者支援を充実させていきます。

(4) 児童虐待防止に向けた在宅児童等支援のあり方検討

平成 30 年度実施
※国の検討状況により実施時期は前後

児童・家庭への支援は、より身近な地域で行われることが重要です。児童虐待防止に向け、地域資源を活用した在宅支援の実行とマネジメントを行うための制度的な枠組みを検討し、支援体制の充実を図ります。

なお、検討にあたっては、国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会²⁰や

²⁰ 「新たな社会的養護のあり方に関する検討会」：厚生労働省が実施する検討会で、社会的養護の利用者等に対する継続的な支援の新たな仕組み等について検討するもの。

市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ²¹の議論の内容等を十分に踏まえるものとします。

5. 社会的養護体制の強化

(1) 新規里親開拓と里親支援の推進

平成 29 年度実施

※里親支援拠点機能の整備は平成 30 年度実施

保護者と離れて生活しなければならない児童の生活環境は、家庭における養育環境と同様の環境が求められます。家庭的環境における養育を実現するためには、引き続き、児童の養育を担う里親を開拓する必要があります。

現在、里親登録者数は地域により差があることから、新規里親開拓にあたっては、里親登録者数が少ない地域での広報・啓発等を重点的に行います。

また、里親家庭を支援する拠点機能を整備することで、里親に措置された児童がその家庭で継続的に養育できるよう、必要に応じて心理士等の専門的な観点からの助言等を受けられるようにするとともに、里子の委託を長期間受けていない里親が、里子を受け入れる体制を整えるために必要な実地での研修等を受けられるようにします。

(2) 施設入所児童等に対する自立支援

平成 30 年度実施

※国の検討状況により実施時期は前後

これまでの、施設入所児童等の就労、就学等、自立に向けた支援の取組に加え、措置解除後も児童が社会的自立に至るまで継続的に支援する仕組みを検討し、支援体制の充実を図ります。

なお、検討にあたっては、国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会の議論の内容等を十分に踏まえるものとします。

²¹ 「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」：厚生労働省が実施する検討会で、施設入所等に至らなかった児童への在宅支援等により、児童虐待の発生予防等を図るため、改正児童福祉法を踏まえた市区町村の支援業務の具体的な内容やあり方等について検討するもの。

第5章 取組一覧と実施時期等

本強化プランの推進に当たっては、児童相談に関わる関係機関や庁内関係部局と密な連携を図るとともに、計画の実施状況については、札幌市子ども・子育て会議に報告し、着実な事業の実施に努めます。

1. 相談支援力の強化	
(1) 新たなアセスメントツールの開発	平成 28 年度中から先進自治体の取組事例を収集し、その内容等を踏まえ平成 29 年度の早期に開発します。
(2) 関係機関との合同研修等	新たなアセスメントツールが完成次第、実施します。
2. 専門性の強化	
(1) 児童相談関係職員のスキルアップ研修の充実	平成 28 年度から研修カリキュラムの充実に着手していますが、更なる充実に向け引き続き検討を行います。
(2) 児童相談所への専門職の配置等	人材確保等必要な調整を実施し、重点取組期間中の早期の実現を目指します。
(3) 各区家庭児童相談室の専門性の強化	人材確保等必要な調整を実施し、重点取組期間中の早期の実現を目指します。
3. 相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築	
(1) 児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担と情報共有	平成 28 年度中から検討に着手し、平成 29 年度中に整理します。なお、情報共有の強化については、平成 29 年度の早期に実施します。
(2) 児童家庭支援センターとの連携強化	平成 28 年度中から検討に着手し、平成 29 年度中に新たな連携の在り方を整理します。
(3) 第二児童相談所の設置に関する検討	上記の児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担や児童家庭支援センターとの連携強化を整理したうえで、児童相談所業務の在り方についての国における検討内容を踏まえ平成 30 年度から検討に着手します。※
4. 地域資源の整備と地域支援の充実	
(1) (仮称)養育支援ヘルパーの派遣	平成 29 年度中の実施を目指し、早急に関係機関との調整を実施します。
(2) 児童家庭支援センターの整備	児童養護施設設置法人と協議を進め平成 31 年度に 1 か所、平成 32 年度以降の早い時期にさらにもう 1 か所の整備を目指します。
(3) 通所による保護者支援の充実	上記児童家庭支援センターが整備され次第、順次実施します。
(4) 児童虐待防止に向けた在宅児童等支援のあり方検討	上記の児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担や児童家庭支援センターとの連携強化を整理したうえで、在宅児童等の支援についての国における検討内容を踏まえ、平成 30 年度から検討に着手します。※
5. 社会的養護体制の強化	
(1) 新規里親開拓と里親支援の推進	平成 29 年度より里親登録者数が少ない地域で重点的に新規里親開拓を実施するとともに、平成 30 年度中に新たな里親支援拠点機能の整備を目指します。
(2) 施設入所児童等に対する自立支援	現在実施中の取組を着実に進めるとともに、施設入所児童等を継続的に支援する仕組みについては国における検討内容を踏まえ平成 30 年度から検討に着手します。※

※国における検討の進捗状況に応じて、札幌市としての検討着手時期は前後します。

参 考 资 料

1 札幌市子ども・子育て会議(児童福祉部会)での検討経過

開催日	主な内容
平成 28 年 1 月 25 日	札幌市子ども・子育て会議 ・児童福祉部会におけるプラン検討を確認
平成 28 年 4 月 28 日	第 1 回児童福祉部会 ・プラン策定趣旨、検討スケジュールの確認 ・現状の取組状況の報告 ・プランへ記載する事項の協議
平成 28 年 5 月 31 日	第 2 回児童福祉部会 ・児童相談所の現状と課題に関する協議 ・プランへ記載する事項の協議
平成 28 年 6 月 24 日	児童福祉部会コアメンバー会議 (コアメンバー：松本部会長・高橋委員・秦委員) ・プラン取組項目(案)に関する協議
平成 28 年 7 月 12 日	第 3 回児童福祉部会 ・他都市調査及び関係者ヒアリングの概要報告 ・プラン取組項目(案)に関する協議
平成 28 年 9 月 5 日	第 4 回児童福祉部会 ・プラン素案の作成進捗報告
平成 28 年 9 月 15 日	札幌市子ども・子育て会議 ・児童福祉部会におけるプラン検討状況の経過報告
平成 28 年 10 月 27 日	第 5 回児童福祉部会 ・プラン素案に関する協議
平成 28 年 11 月 24 日	札幌市子ども・子育て会議 ・プラン素案の報告

2 札幌市子ども・子育て会議 児童福祉部会 委員名簿(50音順)

氏 名		所 属
部会長	松 本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院教授
委員	上 田 厚 子	札幌市母子寡婦福祉連合会理事長
	高 橋 司	弁護士
	田 中 貞 美	札幌市里親会会長
	富 岡 美 織	札幌市私立保育園連盟副会長
	秦 直 樹	札幌市児童養護施設協議会会長
	桃 野 秀 之	北海道警察本部少年課少年サポートセンター所長
	若 松 尚 代	札幌市中学校長会幹事

3 他都市調査概要

本強化プラン策定に当たり、他都市の児童相談体制を参考とするため、横浜市と名古屋市の取組状況について調査を行いました。

	取組状況	
	横浜市	名古屋市
地域の相談支援力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市こども虐待防止ハンドブックのほか、子ども虐待対応実務マニュアルなど通告や相談受理後の基本的なマニュアルを整えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に発生した虐待による死亡事例を受けて、一時保護のためのリスクアセスメントの見直しを行い、児童の安全確認と安心安全を最優先に視点を置いた対応を進めている。
専門性の強化	<ul style="list-style-type: none"> 市内4ヶ所の児童相談所に医師職を配置している。 職員の資質向上のため、新任職員研修、経験年数に応じた階層別研修、外部への派遣研修などを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内2ヶ所の児童相談所に弁護士資格を有する常勤職員（任期付職員）を配置している。 職員の資質向上のため、新任職員研修、事例検討会、外部講師による研修、保護所での実習等を行っている。 各区に児童相談所と兼務の児童福祉司を配置している。（16区中14区に配置）
相談機関と連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 区役所とは子ども虐待対応連携強化指針を定め、初期対応から継続支援、支援方針の決定、進行管理について、機関連携の方法を具体的に整理している。 在宅支援中の児童で、複数の支援機関で対応する事例については、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催し、支援について検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> 区役所に兼務の児童福祉司を配置したことで、これまでの区の児童家庭相談機能の強化と区での虐待通告受理後の安全確認や家庭訪問等の調査を的確に行えるようになった。 実務者会議共通マニュアルを作成し対象ケース及び協議内容の区分、標準的な運営方法、共通アセスメントを定めた。
地域資源の整備	<ul style="list-style-type: none"> 将来的には1区1ヶ所の児童家庭支援センターの整備を予定している。 在宅で支援が必要な家庭に対しては、養育支援家庭訪問事業としてヘルパー等を派遣するなどして支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な家庭に対し、ヘルパーを派遣することで、子どもの安全確認と、ヘルパーが行う家事育児支援により保護者の養育技術の向上と家庭環境の改善を図っている。
地域支援の充実と社会的養護体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所児童等に対する学習支援や就労支援のため、法外扶助費として教育費や就職等支度費、資格取得奨励費を加算している。 施設入所中から退所後までの支援としてNPO法人に就労等の支援を委託している。 大学進学等自立生活資金の給付や大学等の初年度納入金への支援も実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所児童を対象に大学生等による学習支援や自立支援担当職員の配置を実施している。 就労支援については、各施設のファミリーソーシャルワーカー等が個別に支援を行っているほか、自立援助ホーム等を運営している法人に就労支援事業を委託している。 大学等進学支度金として、保護者等から経済的支援が得られない児童に入学時に必要な経費の一部を援助している。

4 関係機関(学校・保育所・警察・児童養護施設等)ヒアリング概要

本強化プラン策定にあたり、要保護児童の相談援助において児童相談所と連携する機会の多い関係機関が、児童相談体制の強化に向けて必要と感じている事項について、各機関ごとに集団ヒアリング等を行いました。

	意見要旨
地域の相談支援力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 施設等退所が予定される児童について、退所後の地域での生活を見据え、施設等退所前に児童相談所、地域の関係機関（保育所・学校・児童家庭支援センター）が参加する会議を開催して、今後の支援方針等を共有すべき。 児童相談所へ虐待通告をしても、その後どういった対応になったかフィードバックがない。もっと情報共有をして一緒に支援していくイメージが必要。 地域での見守りが必要な事例として、児童相談所側が判断している事例であっても、地域（保育所・学校等）が見守りをおこなう意識まで至っていない事例がある。見守りが必要と判断される場合は、児童相談所や各区家庭児童相談室が中心となって定期的に会議を開催し、役割の再確認等を行っていく必要がある。 児童相談所に一時保護となった児童が家庭引取りとなる場合は、引取り前のタイミングで情報共有が行われれば地域側でも見守る体制、意識が構築できる。 児童相談所とは児童に何らかの問題（虐待等）があったときに連絡してやり取りをしているが、普段、何もないときから連携できていれば、緊急時の連携もスムーズになると思う。 児童虐待等、児童に関する相談援助が必要な事例は児童相談所だけではなく、保育所、学校、医療、警察等、多くの機関で認知する可能性があるものであるが、それぞれの機関の強みを活かした対応が必要であり、その中心に児童相談所があるべき。 関係機関と共有できるアセスメントツールが開発されれば、地域でも児童を見守る中で非常に参考になると思う。 養育能力が低い親が多くなっていると感じる。アセスメントツールなどで、親のレスパイトなどの手法の例示などを盛り込まれるとよいのではないか。 児童相談所が子育てを一時期支援することで、その家庭が安定するということもあると思う。そういった事例によって、児童相談所に相談することが安心につながると認識され、児童相談所の敷居が低くなればよい。 アセスメントツールは直接家庭の支援を行う児童委員にも伝わるとよい。
専門性の強化	<ul style="list-style-type: none"> ケースワークを担当職員の力量だけに頼るのではなく、組織として専門機能を活かした判断を行う仕組みが必要ではないか。 各区役所に児童福祉司などを配置して体制強化を図ることも可能ではないか。 発達障がいのある児童も多くなっており児童相談所に医師職が配置されるべき。保護者も精神面に問題を抱えていることが多い。

	意見要旨
相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各区家庭児童相談室がどういった相談を受けてくれるのか分からない。そもそもそういった存在があることを知らない。 ・現状は職員次第で連携ができたりできなかつたりという状況。 ・ショートステイ利用者でハイリスクな事例であれば施設と各区家庭児童相談室の連携が可能かもしれない。 ・児童家庭支援センターで指導委託を受けるとした場合、どういった役割が求められるのか、どういった場合は児童相談所がバックアップしてくれるのかといった調整が必要である。 ・施設退所児やショートステイを頻回に利用する世帯などは、児童家庭支援センターで指導委託を受けることも考えたいが、センターの人員や財源の面から難しい。 ・各区から児童家庭支援センターへ支援要請があれば、各区とセンターの関係性の中で対応可能である。 ・第二児童相談所は今の児童相談所を二分割することや役割を分けて設置するということではメリットを感じない。今と同等規模の職員配置で一時保護所も整備された第二児童相談所ができれば、迅速な連携が可能になる。 ・居住区によっては現在の児童相談所所在地は遠いと感じる。さらに発達検査に数ヶ月待つという状況がある。 ・一時保護所に空きがないため、一時保護ができない事例も多いなど、児童相談所にタイムリーに対応してもらえない。第二児童相談所は整備されるべきである。なお、第二児童相談所の整備にあたっては、配置される職員スキルも重要である。 ・児童相談所が多忙だという印象がある。各区に児童相談所が整備されてもよいと感じる。
地域資源の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所で在宅と判断した事例で地域の見守りが必要な事例であれば、定期的に会議を開催し、情報共有しながら各機関が見守りの意識を持つシステムが必要。 ・経過確認が必要な家庭に対する接し方について、児童相談所から助言をもらいたい。
地域支援の充実と社会的養護体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市内4施設が配置している里親支援専門相談員によるアドバイスは、年長児の委託を受けている里親として、対応に悩んでいるときに適切なもので助かっている。今後も、委託児童の発達面等、継続的に見てアドバイスが得られると助かる。 ・里親支援の仕組みを児童家庭支援センターに担ってもらうことはできないのか。 ・各中学校区に里親が配置されれば、措置が必要な児童が住み慣れた地域を離れることなく生活することも可能になるのではないかと。 ・児童養護施設では、退所児童のアフターフォローまではなかなか手が回らない。 ・施設の小規模化による家庭的養護を進めるには、手厚い職員配置や財政的な支援が必要と感じる。 ・ハイリスク事例はファイルや資料を引き継ぎながら、継続的かつ定期的にケース会議など通じて見守っていくということも大切と考える。

5 札幌市児童相談体制強化プラン(平成 23 年3月策定)実施概要

平成 23 年 3 月に策定した札幌市児童相談体制強化プランについては、平成 23 年度から平成 26 年度の 4 年間で推進期間とし、「虐待等から子どもの権利を守り、地域全体で子どもを健やかにはぐくむ体制を確立します」との基本理念を掲げ、5 つの方向性のもと児童相談体制の強化に取り組んでまいりました。

札幌市児童相談体制強化プランにおける取組の方向性と主な取組結果

【方向性 1】区役所における相談・支援体制の強化
<p>各区家庭児童相談室を設置（平成 23 年度）</p> <p>各区保健センターに家庭児童相談室を設置。それまでの非常勤職員の相談員 1 名に加え、児童虐待に特化した係長職を配置し体制を強化しました。</p>
【方向性 2】児童相談所の相談・支援体制の強化
<p>子ども安心ホットラインの設置（平成 23 年度）</p> <p>これまで児童相談所の開庁日時のみだった電話相談対応を、相談員の増員により 24 時間 365 日対応可能としました。</p>
【方向性 3】一時保護所の体制強化
<p>一時保護所の定員拡充と環境整備（平成 28 年度）</p> <p>一時保護所の児童定員を 36 名から 50 名に拡充。男子棟と女子・幼児棟の体制にするとともに、個室や学習室の充実を図りました。</p>
【方向性 4】地域・関係機関との連携強化
<p>オレンジリボン協力員制度の実施（平成 23 年度）</p> <p>児童虐待予防地域協力員制度を発展させたオレンジリボン協力員制度を実施し、地域レベルでの虐待予防・防止活動を実施。平成 27 年度末時点で登録数 14,264 名となっています。（平成 21 年度児童虐待予防地域協力員 8,493 名）</p>
【方向性 5】社会的養護体制の整備
<p>家庭的な養育環境の整備</p> <p>要保護児童の養育を家庭的な環境で実施するため里親委託の推進や施設の小規模化等に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度末時点の里親等委託率：24.7%（平成 21 年度 13.6%） ・平成 27 年度末時点のファミリーホーム 10 ヶ所（平成 21 年度 0 ヶ所） ・平成 27 年度末時点の児童養護施設の小規模ケア化 1 ヶ所（平成 21 年度 0 ヶ所） <p>施設入所児童等への支援（平成 23 年度）</p> <p>施設入所児童等の就労支援のための就労支援コーディネーターの派遣を実施しました。また、学習支援のためのボランティア（スタディメイト）の派遣を実施しました。</p>

発行：平成 29 年 4 月

札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課

〒060-0007 札幌市中央区北 7 条西 26 丁目

電話：011-622-8620 FAX：011-622-8701

電子メール：kodomo.jisou@city.sapporo.jp

ホームページ：<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisou/>



さっぽろ市
01-G03-17-591
29-1-45